

## 遠隔診療、遠隔リハビリ関連の法的規制（1/2 カンボジア）

- 2022年1月の調査時点で、遠隔診療に関して明文化されたガイドライン、その他法律や規制などは確認できなかった。
- 現地法律事務所の遠隔診療に関する見解としては、現時点でガイドラインや規制が存在しないため、現行の法律で認められている範囲内の医療行為を提供するのであれば、問題ないとのことだった。（サンライズジャパン病院への聞き取り）
- 医療法人格を持たない一般企業が、理学療法士を雇って遠隔リハビリサービスを提供することは可能。従事する理学療法士は、資格証明書をカンボジア理学療法協会（Cambodian Physical Therapy Association：以下、CPTA）に提出し、承認を得る必要がある。資格証明書の申請は、居住地の官庁に設けられた窓口である「One Window Service（現地表記まま）」で受け付けており、ワンストップで申請の受理から証明書の発行までが完了する。（CPTAへの聞き取り）
- 遠隔リハビリを提供するにあたっては、必ずしも医師の指示や監督は必要とされていないが、ベトナムのように今後規制が入る可能性はある。（現地遠隔診療企業への聞き取り）
- カンボジアにおけるすべての事業者は、税務局にて事業パテントの取得が必要となる。事業パテントとは事業証明書のことで、事業のカテゴリごとに取得が求められる。モバイルアプリケーションなどを使用して遠隔診療サービスを提供するにあたっては、ITサービスに関する事業パテントの取得が必要となることは確認できている。ただし、カンボジアでは事業を管轄する省庁が2つ以上に跨る場合など、窓口となる部署が不明確なことも多い。（CPTAおよび現地のモバイルアプリケーション開発企業への聞き取り）

## 遠隔診療、遠隔リハビリ関連の法的規制（2/2 カンボジア）

- カンボジアで理学療法を提供するすべての理学療法士は、居住地の官庁から発行される資格証明書をCPTAに提出し、Councilのメンバーとして登録する必要がある。
- 外国人理学療法士の場合、有資格者として登録されている国の当局から発行された免許証（資格証明書）を、カンボジアでの居住地の官庁に設けられた窓口である「One Window Service（現地表記まま）」に提出し、免許証の書き換えを申請する。書き換えられた免許証をCPTAに提出することで登録される。（CPTAへの聞き取り）